

第1章 はじめに

第1章 はじめに

第1節 熊本市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し

1. 計画見直しの目的と背景

地球温暖化や天然資源の枯渇などの地球規模の環境問題が深刻化する中、その一因である大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会への構造転換を図ることが、現代を生きる私たちに求められています。

国は、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を制定し、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を策定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正や個別のリサイクル関連法の制定・改正により、循環型社会の形成に向けた基本的方向を示し、法体系の整備を進めてきました。

このような中、本市では平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間とする「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。その中で、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化等を考慮し、計画期間の中間年次である平成27年度を目途に中間見直しを実施することを明記しています。

また、基本計画策定後、本市は、平成24年4月より政令指定都市へと移行し、市域において区制が敷かれ、熊本県より数多くの権限の移譲を受けるなど、市政運営において大きな節目を経験しました。

さらに、「水銀に関する水俣条約」が採択されたこと、及び熊本県が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー（使用削減・適正処理）熊本宣言」を行ったことを受けて、本市においても平成26年10月から蛍光管や水銀体温計など水銀を含む「特定品目」の収集を開始するなど、本市の廃棄物行政を取り巻く環境もずいぶん変わってきました。

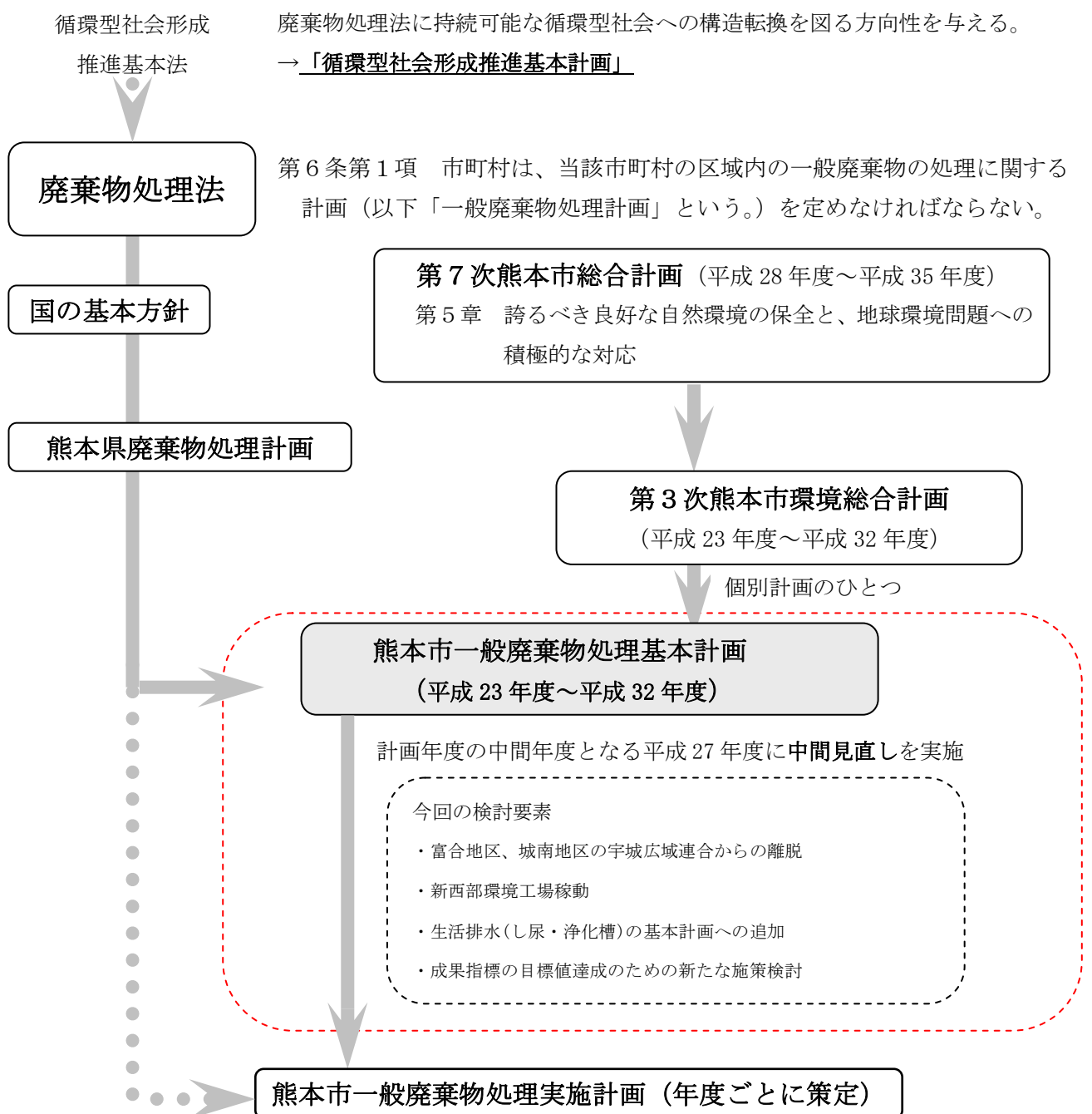
そこで今回、これまでの施策の評価や富合・城南地区を含めた将来予測の見直しを実施し、成果指標の目標値達成に向けた施策推進のため基本計画の中間見直しを行うとともに、新たに生活排水（し尿・浄化槽）の計画を追加し「熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」として策定するものです。

2. 基本計画の目的と位置付け

基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」において、市が管理し、適正な処理を行うための基本となる事項を定めることを目的とします。

なお、基本計画の実施のために必要な各年度の事業等については、年度ごとに策定する「熊本市一般廃棄物処理実施計画」に委ねます。

また、基本計画は、第7次熊本市総合計画に掲げられている「誇るべき良好な自然環境の保全と、地球環境問題への積極的な対応」の実現に向けた取り組みを推進するための計画として、さらには第3次熊本市環境総合計画の個別計画のひとつとして位置付けるものです。



第2節 『熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』（平成23年3月策定）

1. 基本理念

本市では、平成16年3月に策定した前計画に基づき、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から持続可能な循環型社会への構造転換を図ってきましたが、ごみ問題は市民生活や事業活動と密接に関わっており、行政の取り組みや努力だけでは循環型社会への構造転換を図ることは困難です。

このようなことから、基本計画では、市民・事業者・行政がそれぞれの立場を生かしながら進める協働の取り組みにより、循環型社会の構築をより一層促進することを基本理念として掲げています。

基本理念

「市民・事業者・行政の三者協働により、

ごみを出さない、資源を生かす

循環型社会の構築を目指します。」

「循環型社会」とは？

○天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

こうした社会の実現のためには、以下に示す事柄が確保されなければなりません。

- ・製品などがごみとして安易に捨てられることが無いように配慮されている
- ・ごみとして排出された物であっても、できるだけ循環資源として繰り返し適正に利用される
- ・どうしても利用できないものは適正に処分する

○自然の物質循環を圧迫するような人間の活動を抑制し、物質循環を助けるように配慮した活動を心がける社会

「事業者」とは？

本計画において「事業者」とは、以下に示す対象を指すものとする。

- 商品などの製造・流通・販売等に携わっている事業者
- 「事業ごみ」を出す主体である排出事業者
- 一般廃棄物の処理を業として営む事業者（一般廃棄物収集運搬業者及び処分業者）

2. 計画期間と見直しについて

(1) 計画期間

基本計画は、第3次熊本市環境総合計画との整合を図り、平成32年度を目標年次とし、計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

(2) 計画の見直し

基本計画は、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化等を考慮し、計画期間の中間年次である平成27年度を目途に中間見直しを行うこととしています。

なお、合併した富合・城南・植木地区については、平成26年度より富合・城南地区が本市制度に統合されたことから本計画に組み入れることとしましたが、植木地区については、今後も山鹿植木広域行政事務組合からの脱退やごみ処理に関する制度等の変更についての協議を進めていくものの、今回の中間見直しでは本計画より除外することとします。

3. 計画の目標

基本理念として定めた循環型社会の構築に向けた基本的な目標と施策の基本方針を次のとおり掲げます。

目標1 ごみの減量とリサイクルの推進

3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に積極的に取り組むことにより、ごみを減らし、リサイクルを進めることを目標として掲げ、施策の基本方針を次のとおり定めます。

- 基本方針1 「ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働を推進します」
- 基本方針2 「発生抑制・再使用・再生利用の取り組みを促進します」

目標2 適正なごみ処理の実施

廃棄物行政の基本となる生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するごみ処理を目標として掲げ、施策の基本方針を次のとおり定めます。

- 基本方針3 「適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます」

4. 基本方針と取り組みの方向性

前項で示した3つの基本方針ごとに取り組みの方向性を定め、次に示します。

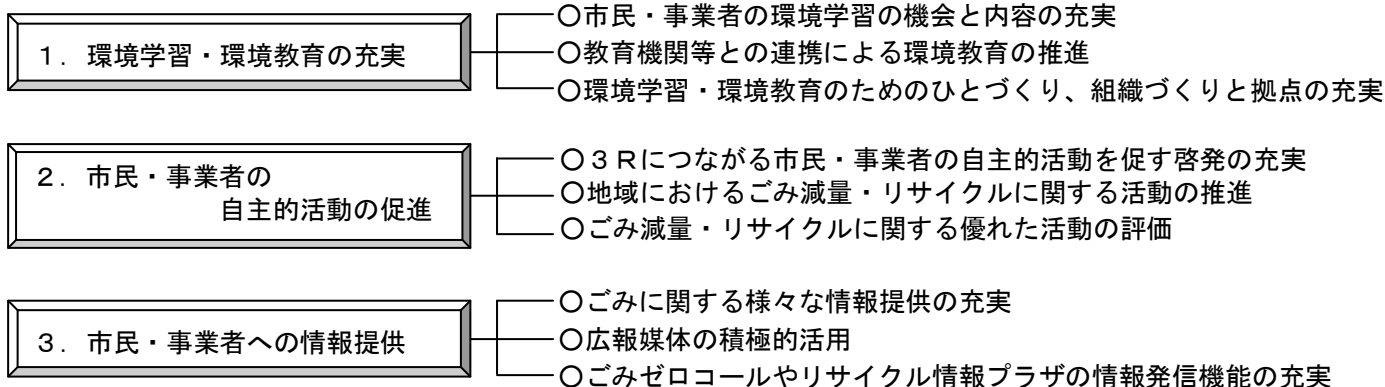
なお、具体的な施策や事業については、年度ごとに策定する「熊本市一般廃棄物処理実施計画」の中で定めていくこととします。

基本方針 1

「ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働を推進します」

ごみを減らし、リサイクルを進めていくためには、ごみの排出者である市民・事業者がごみ処理行政に積極的に参画し、協働して取り組んでいくことが重要です。

家庭ごみ有料化などにより、市民・事業者のごみに対する意識は高まっていますが、今後は、具体的な行動に結び付けていくことが重要であり、施策の立案・実施・評価のそれぞれの段階において、市民・事業者が関わりを持つことができるしくみを整えるとともに、環境学習・環境教育の充実や積極的な情報提供などに取り組んでいきます。



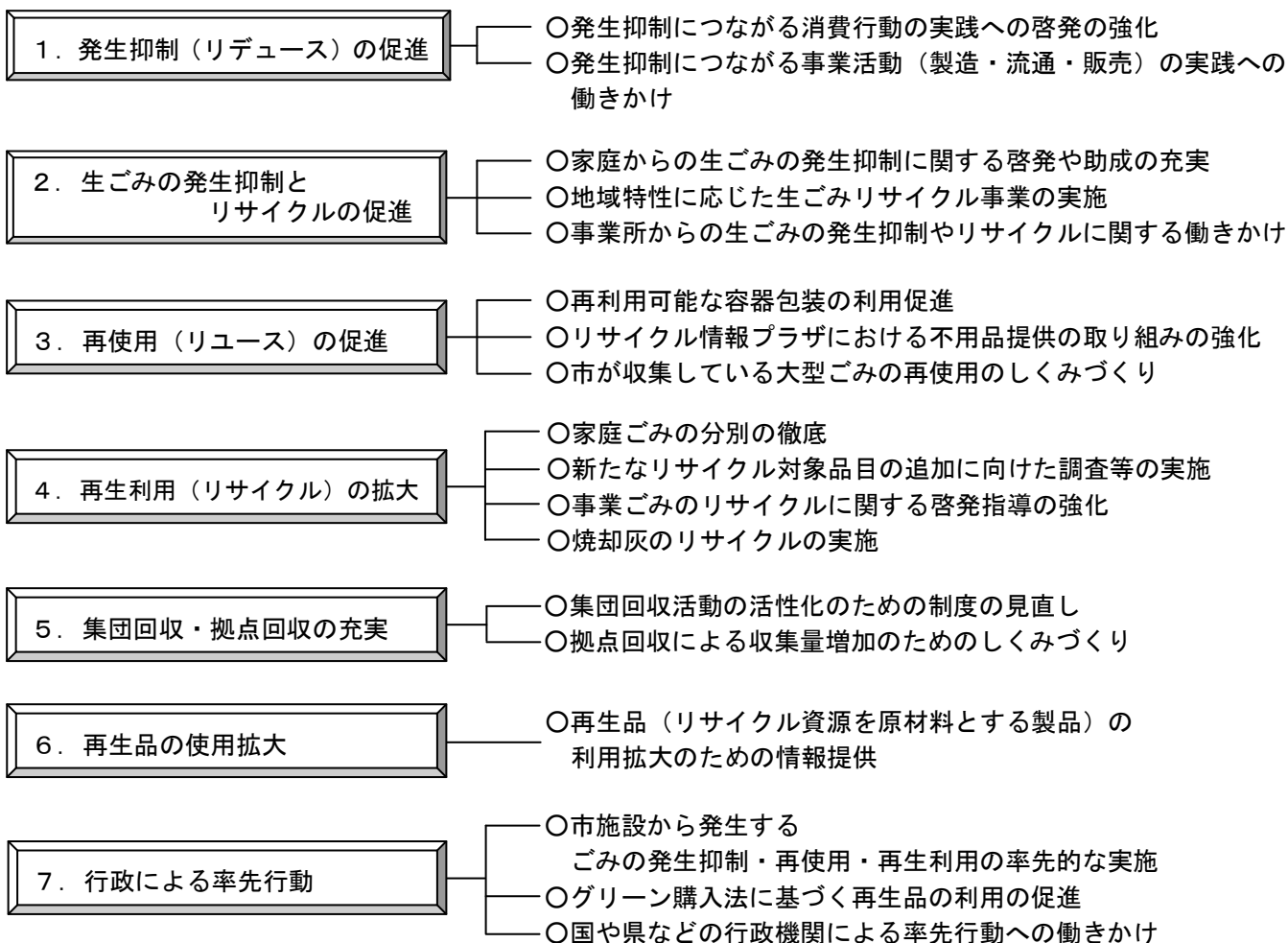
基本方針 2

「発生抑制・再使用・再生利用の取り組みを促進します」

循環型社会の構築のためには、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の取り組みをさらに促進していかなければなりません。

製造業者や販売業者などの事業者に対しては、それぞれの立場で発生抑制や再使用について考え、これらに配慮した事業活動を実践するように働きかけを強めていくとともに、事業ごみの排出者としても、発生抑制や再使用、さらには分別排出による再生利用に努めるよう促していきます。

また、「ごみとなるものを家庭に持ち込まない」といった、環境に配慮した消費行動を多くの市民が取るように市民意識の改革を図るとともに、家庭ごみの分別や再生利用のあり方について、現状の検証・見直しと新たな分別収集・リサイクルの対象についての調査を進めていきます。



基本方針 3

「適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます」

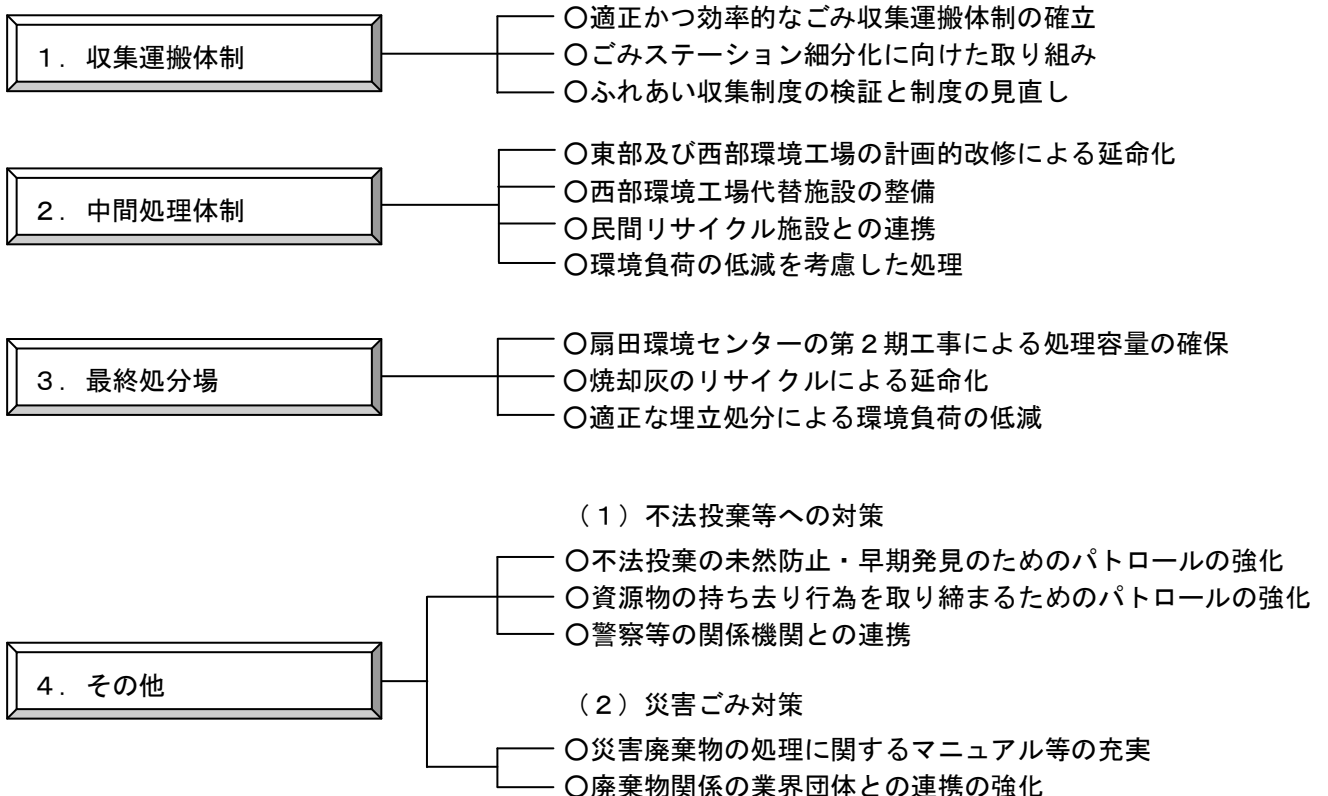
循環型社会の構築のためにごみの発生抑制や再使用に取り組んだとしても、やむを得ず発生するごみは適正に処理していかなければなりません。

収集運搬については、家庭ごみ、事業ごみそれぞれの実情に応じた収集運搬のあり方を検証しながら、今後も引き続き適正かつ効率的な実施に取り組んでいきます。

また、本市の中間処理施設及び最終処分場は、設備の耐用年数や今後の処理量の見込み、さらには植木地区で発生するごみの将来的な受け入れを見据えながら、適正な処理を実施するための施設の整備等に努めます。

さらに、家庭ごみ有料化によって得られる財源については、ごみ減量とリサイクルの推進に関する施策に対して適正な活用を図っていきます。

なお、熊本市の一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者については、本計画や、年度ごとに策定する一般廃棄物処理実施計画におけるごみ発生量の予測などに応じて、それぞれの事業者が継続的かつ安定的に事業を行うことができるように配慮しながら、業者数の適正化を図ります。



第3節 成果指標と目標値

計画の進捗状況を評価するために、5項目の成果指標と3項目の参考指標を定めて、それぞれの項目ごとに平成32年度を目標年次とする目標値を設定しています。

成果指標、参考指標の達成状況については、次の第2章で検証します。

成 果 指 標 の 項 目

成果指標 1 市民1人1日当たりのごみ排出量

成果指標 2 市民1人1日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く。）

成果指標 3 家庭ごみのリサイクル率

成果指標 4 事業ごみの処理量

成果指標 5 年間のごみ埋立処分量

参考指標 1 ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出量

参考指標 2 ごみ分別区分の認知度に関する市民意識

参考指標 3 ごみの減量やリサイクルの取り組みに関する事業所意識